

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通 ア グ リ ビ ジ ネ ス 課	1 6次産業化総合 支援強化事業（農 産加工推進事業）	熊本県農産物加工推進協議会が実施する、消費者ニーズに即した商品開発等の支援や販売促進に係る取組みに必要な経費	交付決定の日から3月31日まで	熊本県農産物加工推進協議会	2分の1以内 （上限800千円）	事業費の30%を超える増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通 ア グ リ ビ ジ ネ ス 課	2 6次産業化総合 支援強化事業（農 林水産加工整備事 業）	6次産業化等に取り組む農林水産業者等が開発 した6次化商品の量産に取り組む際に必要となる 加工機器等の導入経費（1台あたり税込1,000 千円以下のものに限る）	交付決定の 日から事業 完了の日又 は3月31日 まで	・農林漁業者（※1）3戸以上で 構成する団体・法人（※2） ・農業協同組合、農業協同組合出 資法人等 ・「たけモン くまモン うまか モンプロジェクト（小泉武夫先 生監修）」商品認定事業者（※3） ・総合化事業計画認定を受けた 農林漁業者団体 ※1：ただし、林業者について は、「たけモン くまモン うま かモンプロジェクト（小泉武夫 先生監修）」商品に認定された事 業者に限る。 ※2：農林漁業者が主たる構成 員であり、中小企業基本法第2 条第5項に該当する事業者。 ※3：ただし、平成28年度以降 の熊本県農産物加工コンクール 入賞者も、これに該当するもの とみなす。	2分の1以内	事業費の30%を超える 増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通 ア グ リ ビ ジ ネ ス 課	3 6次産業化総合 支援強化事業（6 次産業化加速化支 援事業）	新たに6次産業化に取り組むための商品開 発に必要な経費 （1）試作品開発費 ・製造委託費、機器レンタル料、パッケー ジ・ラベル製作費等 （2）食品表示関係経費 ・栄養成分分析、賞味期限設定試験	交付決定の 日から事業 完了の日又 は3月31日 まで	農林漁業者、3戸以上で構成す る団体・法人（農林漁業者が主た る構成員であり、中小企業基本 法第2条第5項に該当する事業 者） ※アグリビジネスセンター等公 的機関の支援を受けながら、新 たに商品開発に取り組む者に限 る。	定額（上限 200 千円）	事業費の 30%を超える 増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
	4 6次産業化総合 支援強化事業（地 域資源ブランド力 向上スタートアッ プ事業）	6次産業化商品の原材料となる地域資源の ブランド化に取組む地域団体の初期活動に必 要な経費 （1）地域団体商標等の取得に向けた活動経費 ・事例調査、研修会、デザイン費等 （登録に係る経費は対象外） （2）認知度向上活動に係る経費 ・商品開発、販売促進活動等	交付決定の 日から事業 完了の日又 は3月31日 まで	生産者・事業者・J A・市町村等 が組織する団体（※市町村必須）	2分の1以内 （上限 500 千 円／年）	事業費の 30%を超える 増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通 ア グ リ ビ ジ ネ ス 課	5 6 次産業化総合 支援強化事業（6 次産業化関連交付 金）	農山漁村振興交付金交付等要綱及び農山漁 村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実 施要領に基づき実施する以下の取組に必要な 経費、もしくは、当該経費に対して補助する場 合における当該補助に要する経費 （1）地域資源活用・地域連携推進支援事業 ア 新商品開発・販路開拓の取組 イ 直売所の売り上げ向上に向けた多様 な取組 ウ 多様な地域資源を新分野で活用する取 組 エ 多様な地域資源を活用した研究開発・ 成果利用の取組 （2）地域資源活用価値創出整備事業（産業支 援型） ア 農林水産物の加工、流通、販売等のため に必要な施設	交付決定の 日又は交付 決定前着手 承認の日か ら事業完了 の日又は 3 月 31 日ま で	（1）ア～オ 【補助事業者】 市町村 【事業主体】 農林漁業者等、民間事業者、公 益社団法人、公益財団法人、一般 社団法人等 （2）産業支援型 【補助事業者】 市町村 【事業主体】 総合化事業計画認定を受けた農 林漁業者団体、農商工等連携事 業計画認定を受けた農林漁業者 団体及び中小企業者	（1）ア～ウ 10 分の 10 以 内ただし、事業 主体に係る補 助対象経費の 2 分の 1 以内 を限度とする （1）エ 10 分の 10 以 内ただし、事業 主体に係る補 助対象経費の 上限は 500 万 円を上限とす る （2）ア 10 分の 10 以 内ただし、事業 主体に係る補 助対象経費の 10 分の 3 以内 （中山間地農 業ルネッサン ス事業又は市 町村戦略に基 づく取組事業 又は障害者等 を雇用するこ とが確実であ る事業につい ては 2 分の 1 以内）を限度 とする	（1）～（2） 1 事業主体（名称）の 変更 2 事業新設又は廃止 3 交付対象経費の減額 （補助対象経費(1) 不用 額の発生が確実である場 合に限る） 4 事業実施場所の変更 （補助対象経費(2) に限 る） 5 事業費の 3 割以上の 増減(補助対象経費(2) に 限る)	無	要	[状況報告] 12 月 31 日 （ただし、知 事が定める概 算払請求書を もって代える ことができ る。） [実績報告] 事業完了時	[状況報告] 1 月 31 日 [実績報告] 事業完了の日 から 1 か月を 経過した日又 は 3 月 31 日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通 ア グ リ ビ ジ ネ ス 課	6 農産物安定輸送 調査事業	農産物の安定輸送を確保するための調査に係る経費 (1) 輸送費 (2) 調査機器レンタル費 (3) 調査機器輸送費 (4) 旅費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県農協青果物輸送改善協議会	①2分の1以内 (上限50万円)	事業費の30%を超える増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	7 フードバリュー チェーン構築推進 事業	フードバリューチェーン構築に向けた生産性向上や付加価値の最適化につながる以下の取組みに要する経費 ①専門人材の派遣 ②機器の再配置等 ③機材(リース含む)の導入等 ④新商品の開発 ⑤販路の拡大	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	農産物選果場、農産加工施設、直売所等	2分の1以内 (上限500千円)	1 事業費の30%を超える増減 2 事業内容の変更 3 事業の中止又は廃止	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通 ア グ リ ビ ジ ネ ス 課	8 熊本県地域未来投資促進事業（くまもと県南フードバレー地域農産物活用拠点強化事業）	地域経済牽引事業計画の承認を受けた企業等が、当該事業計画に基づき実施する以下に掲げる事業で、高い先進性、高い付加価値の創出及び地域の事業者への高い経済的効果等が認められるもの (1) 施設・設備等の整備・導入 (2) 機械・備品等の購入	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県地域未来投資基本計画に掲げる地域の特性のうち、本県の「くまもとの赤」等の特産物を活用した稼げる農林水産業分野の取組みについて、知事及び経済産業大臣より地域経済牽引事業計画の承認を受けた者 なお、対象は、くまもと県南フードバレー構想の推進エリア内（八代地域、水俣・芦北地域、人吉・球磨地域）で実施される取組みとする。	2分の1以内	1 事業種目の新設又は廃止 2 事業費の30%を超える増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	9 卸売市場整備活性化事業（拠点卸売市場活力アップ事業）	株式会社熊本地方卸売市場が実施する市場間の連携強化や生産者・消費者等にとって魅力ある市場づくりに向けた取組に必要な経費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	株式会社熊本地方卸売市場	2分の1以内（上限1,000千円）	事業費の30%を超える増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	10 卸売市場整備活性化事業（卸売市場研修事業）	市場流通の現状把握や取引の効率化に要する技術・資質の高度化に向けた研修に必要な経費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県青果卸市場連合会	定額（上限500千円）	事業費の30%を超える増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通 ア グ リ ビ ジ ネ ス 課	11 企業の農業参入トータルサポート事業(参入企業スタートアップ支援事業)	企業等の農業参入に伴う次の事業に要する経費(人件費、租税公課、不動産の取得・賃借費、家畜・家禽類、汎用性が高い備品・機械器具の取得・改修)除く (1) 作物導入に係る経費 (2) 加工品開発に係る経費 (3) 簡易な土地基盤整備に係る経費 (4) 販路開拓に係る経費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	企業等(参入後3年以内)	(1)～(3) 3分の1以内※県南市町村は2分の1以内(上限500万円～1,000万円) (4) 上限20万円(補助率は上記と同じ)	1 事業主体の変更 2 事業種目の新設又は廃止 3 事業費の30%を超える増減	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	12 企業の農業参入トータルサポート事業(参入企業ステップアップ支援事業)	農業に参入した企業が、更なる事業展開として実施する6次化産業化や規模拡大を目指す生産体制の強化等のための、施設整備や機械導入、付帯工事に要する経費 (1) 加工施設・機械(併設される加工品販売用施設も含む) (2) 集出荷貯蔵施設・機械	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	企業等	農地所有適格法人は2分の1以内 それ以外の場合は3分の1以内 ※県南市町村は2分の1以内	1 事業主体の変更 2 事業費の30%を超える増減(ただし入札による減は除く)	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通アグリビジネス課	13 食のみやこ熊本県創造コンソーシアム推進事業	(1) コンソーシアム推進事業 「食のみやこ熊本県」の創造に資する食の高付加価値化、ブランド化・PR 活動等のコンソーシアムの活動に要する費用(会議の開催、先進地の視察、構成員間の連携活動、新商品開発、販路拡大、PR 活動、事例調査等) (2) コンソーシアム整備事業 コンソーシアム全体で取組む農林畜水産物のブランド化や高付加価値化の拠点となる施設整備や機械導入への支援(加工施設、販売施設、飲食施設、農林畜水産物を活用した観光拠点等で必要となる施設・設備の整備、機械の導入等) (3) にぎわい創出支援事業 県産農林畜水産物を主原料とした食品・料理等の対面販売加工機器(1 台あたり税込 50 万円以下のものに限る)	交付決定の日から事業完了の日又は 3 月 31 日まで	(1)、(2) 【補助事業者】 市町村 コンソーシアム等 【事業主体】 コンソーシアム (農林畜水産業者(農業協同組合等の生産者が組織する団体を含む)と市町村等の行政機関を必須の構成員とする 3 者以上の役割の異なる者が参画していること) (3) コンソーシアム (農林畜水産業者(農業協同組合等の生産者が組織する団体を含む)や事業者等の 2 者以上が参画していること(2 者以上の団体・グループであれば、農林畜水産業者や、事業者のみでも可))	(1) 2 分の 1 以内(上限 5,000 千円/団体) 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者: 10 分の 10 以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の 2 分の 1 以内を限度とする。 (2) 2 分の 1 以内【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者: 10 分の 10 以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の 2 分の 1 以内を限度とする。 (3) 2 分の 1 以内	1 事業の中止又は廃止 2 事業実施場所の変更 3 事業主体及び取組主体の変更 4 事業主体における事業費の 30%を超える増減	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から 1 か月を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日